

事 務 連 絡  
平成 29 年 10 月 2 日

各都道府県建設業協会  
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
専務理事 伊藤 淳  
〔公印省略〕

「建設廃棄物処理委託契約書」の改訂について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会の活動に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、廃棄物処理法施行令・施行規則が改正され、平成 29 年 10 月 1 日より施行となりました。これにより、水銀使用製品産業廃棄物の処理委託にあたっては、その旨及び数量を委託契約書に明記し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）に記載することが義務付けられました。これに伴い、建設廃棄物処理委託契約書の改訂について、契約書発行建設関係 6 団体<sup>(\*)</sup>事務局の一般社団法人東京建設業協会よりお知らせがございました。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、貴会会員企業の皆様に対して周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

(注) <sup>(\*)</sup> の建設関係 6 団体は、(一社) 日本建設業連合会、(一社) 全国建設業協会、(一社) 日本建設業経営協会、(一社) 全国中小建設業協会、(一社) 東京建設業協会、建設廃棄物協同組合。

【担当】 事業部 金丸 TEL : 03-3551-9396 FAX : 03-3555-3218 E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp
--